



早くて、ラクラク『おまかせ申請』!

あなたに代わって申請します！
サポートデスクにおまかせください

電子申請サポートデスクの『おまかせ申請』サービスは…

早い

- サポートデスクの受付は**平成 27 年 10 月 9 日**から開始
(試験の申請受付開始の 1 ヶ月前から依頼できます！)

ラクラク

- あなたは申請の依頼書をデスクに郵送するだけ
あとは私どもが確実に申請手続を代って行います

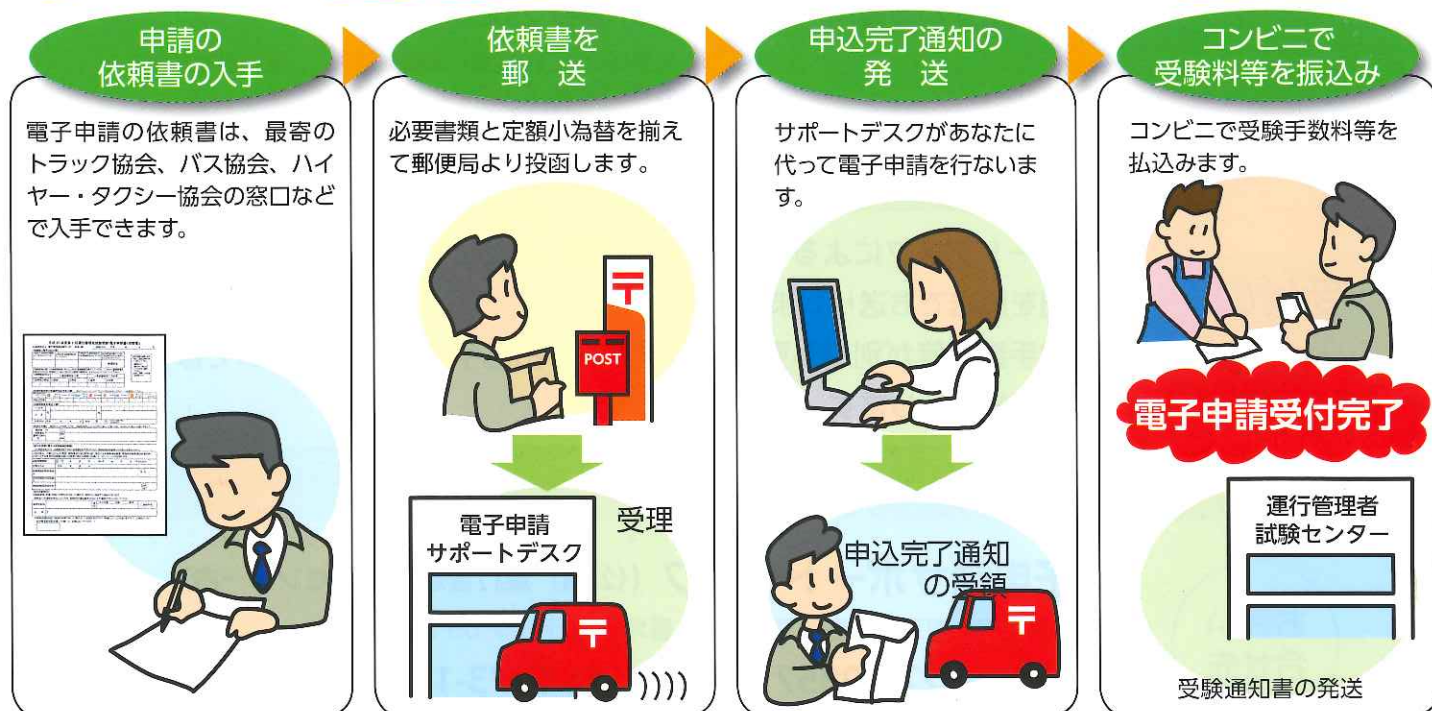
便利

- 申請完了時の受験手数料の支払はご希望のコンビニでできます

- ▶ サポートデスクへの依頼にかかる費用：2,000 円 (消費税込)
- ▶ 依頼書はいつでも簡単に入手できます

- ・トラック協会、バス協会、ハイヤー・タクシー協会で簡単に入手できます
- ・郵送又は FAX による請求によりサポートデスクからも入手できます

『おまかせ申請』サポートサービスの流れ



簡単・確実に運行管理者試験の受験申請ができる サポートデスクの『おまかせ申請』をご活用ください

いつの試験？

平成 27 年度 第 2 回運行管理者試験
(試験日：平成 28 年 3 月 6 日 (日))

いつ依頼
できるの？

平成 27 年 10 月 9 日～12 月 4 日 (当日消印有効)

何をして
くれるの？

依頼書等の内容を電子データ化し、これを試験受付期間において、あなたに代って運行管理者試験センターに対し電子申請による試験の申込みを行います。あなたは、後日、コンビニで受験手数料等を払込んでいただくだけです。

依頼書の
添付書類は？

- | | |
|--------------|--|
| ①受験者を証明する書面 | 自動車運転免許証 (写) 又は住民票 (写) |
| ②受験資格を証明する書面 | 実務経験証明書 (1 年以上の実務の経験)
又は基礎講習修了証 (写) 等 |
| ③証明用写真 | 6 ヶ月以内に撮影されたもので白黒又はカラーのいずれか 1 枚 |
| ④依頼にかかる費用 | 定額小為替 2,000 円
※郵便局の窓口で定額小為替を購入し、依頼書を送付する封筒に同封して下さい。 |

申込受付の
お知らせは？

サポートデスクによる『おまかせ申請』の受付を完了したときには、その通知を郵送でお送りします。
受験手数料等が別途必要となりますが、払込手続きなどについてはその通知でお知らせします。

お問い
合せ先

電子申請サポートデスク ((公財) 運行管理者試験センター内)

〒160-0007 東京都新宿区荒木町 20 番地 インテック 88 ビル 4 F

TEL : 03-6273-0857 FAX : 03-6273-1145

ホームページ : <http://www.unkan.or.jp/>

平成 27 年度第 2 回運行管理者試験のご案内

※ご注意

運行管理者試験の申請手続き先と基礎講習受講申込
手続き先は異なります。

－ 国土交通大臣指定試験機関 －

NECO

公益財団法人
運行管理者試験センター

The National Examination Center for Motor Vehicle Operation Manager

1. 試験の種類

- (1) 貨物自動車運送事業の試験（以下「貨物試験」という。）
 - (2) 旅客自動車運送事業の試験（以下「旅客試験」という。）
- ※ 受験申請手続きは、1種類のみ可能であり、2種類を同時に申請することはできません。
受験する試験の種類についてご不明等がある場合は、最寄りの運輸支局等にお問い合わせ下さい。

2. 試験日程、受験申請書の頒布(販売)、申請期間及び試験結果の発表時期

- (1) 試験日：平成28年3月6日(日)
 - (2) 頒布期間：平成27年11月13日(金)～12月4日(金)
 - (3) 申請期間：①受験申請書による申請：平成27年11月13日(金)～12月4日(金)
②インターネットによる申請：平成27年11月13日(金)～12月14日(月)(14.を参照)
- ※ 今回試験の頒布(販売)・申請期間は、前年の期間よりも一週間程度前に変更しておりますので、ご注意下さい。
- (4) 試験結果の発表時期：試験日より1ヵ月以内

3. 受験資格

次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

- (1) 試験日の前日において、自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く）の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車（緑色のナンバーの車）の運行の管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方
 - (2) 国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験区分に応じた基礎講習を修了（受講予定の方は、試験日の前日までに修了）した方
 - ①貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）に基づき国土交通大臣から認定された講習実施機関で基礎講習を受講された方は、貨物試験の受験資格となります。
 - ②旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）に基づき国土交通大臣から認定された講習実施機関で基礎講習を受講された方は、旅客試験の受験資格となります。
- ※1 主な講習実施機関の連絡先は別添参照（又は、国土交通省のホームページ参照）
※2 上記受験資格のほか「運行管理者試験の受験申請書を提出され、試験日の前日までに試験区分に応じた基礎講習を受講される方」は「基礎講習受講予定」として受験申請を行うことができます。

4. 試験の内容

次に掲げる出題分野ごとの法令（法律に基づく命令等を含む）等について筆記で行います。

- (1) 貨物自動車は貨物自動車運送事業法、旅客自動車は道路運送法
- (2) 道路運送車両法
- (3) 道路交通法
- (4) 労働基準法
- (5) その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力

5. 合格基準

次の(1)及び(2)の得点が必要です。

- (1) 原則として、総得点が満点の60%（30問中18問）以上であること。
- (2) 上記4.(1)～(4)の出題分野ごとに正解が1問以上であり、(5)については正解が2問以上であること。

6. 試験地及び受験会場

- (1) 試験地
受験申請書による場合は「試験案内書」、インターネット申請の場合は「申請者サイト」に記載された試験地から選択して下さい。
- (2) 受験会場
受験申請者あてに、試験日の約2週間前に受験通知書を郵送してお知らせします。

10/27